

## 徴利を禁ずる神の教えとファクター制度

上 村 能 弘

### はじめに

神は、金銭等の貸借において貸し手が借り手から利子を徴取することを、許さなかった。たとえば、「出エジプト記」22章24節<sup>1)</sup>には、次のような神の教えが見える。

<sup>24</sup> もし、あなたがわたしの民、あなたと共にいる貧しい者に金を貸す場合は、彼に対して高利貸しのようにしてはならない。彼から利子を取ってはならない。

あるいはまた「申命記」23章20節以下には――

<sup>20</sup> 同胞には利子を付けて貸してはならない。銀の利子も、食物の利子も、その他利子が付くいかなるものの利子も付けてはならない。<sup>21</sup> 外国人には利子を付けて貸してもよいが、同胞には利子を付けて貸してはならない。それは、あなたが入って得る土地で、あなたの神、主があなたの手の働きすべてに祝福を与えられるためである。

貸し手が、特に自己の所有するものを借り手に貸し出し、しかる後に、その貸し出したもの、なにがしかのものを追加的に上乗せさせて返済させること、あるいは、その返済にあたっての上乗せされたもののことを、「徴利 (usura)」という<sup>2)</sup>。つまり、今日、私たちが日常生活のなかで

普通には利子とか利息などと呼んでいる類のものを、返済にあたって元金とともに借り手に支払わせるということである。こうした徴利を禁ずる神の教えは、上で引用したもののほか、たとえば「レビ記」25章37節以下や「エゼキエル書」18章5節以下などにも見られ、神は徴利を繰り返し戒め禁じていることが解る。

実は、こうした徴利を禁ずる神の教えは、西ヨーロッパにおける為替手形の発達に関する歴史研究においては、これまで非常に重要視されてきているのであった。つまり、西ヨーロッパのキリスト教社会においては13世紀ごろまでに、今日的な意味での手形の割引が、まさに神の教えに反する徴利と見なされるようになり、これにより手形の流通証券への転化が永らく阻まれてしまったと考えられてきたのである<sup>3)</sup>。中世のヨーロッパにおいては、手形は裏書譲渡されることはなく、したがってまた手形を用いた第三者への債権譲渡もみられなかった。歴史的には、本来は信用供与とともに振り出され<sup>4)</sup>、一般的には何らかのかたちでの利子の徴収を前提として生まれてきたはずの為替手形は、貨幣と時間と場所の相違とを前提とし

---

のではないかとも思われる。もしそうであるならば、ここでの論点からは意味が少し離れてしまいかねないことから、この小論では特に必要のないかぎり、(訳語としてはややこなれていないのではないかという懸念はあるけれども)「徴利」という語を用いることとする(上の『聖書』の引用も改めて参照されたい。『聖書』を日本語に訳した先人の偉大な苦勞に思いをいたしつつ、あるいは我々が日常慣れ親しんでいる「利子」、「利息」などという言葉を使用すべきか)。

<sup>3)</sup> たとえば楊枝嗣朗 [21], 5ページ, 参照。

<sup>4)</sup> de Roover [2], pp. 29-31 (邦訳, (1) 135-137ページ), 参照。

<sup>1)</sup> 引用は、新共同訳『聖書』日本聖書協会, 1987年による。以下の『聖書』からの引用についても同じ。

<sup>2)</sup> おそらくは、17世紀以降の低地地方に成立したとされる「低利 (低利構造)」を念頭に置きながら、この「usura」という言葉にしばしば「高利」「高利貸し」という訳が与えられることもあるようだ。しかしながら、これらの訳語は、これを聞いたものに、同時期・同地方における利子率の低下という連想を引き起こす

た単なる“両替の手形 (bill of exchange)”に姿形を隠さなければならなかった。かりにそこに何らかの“利益”を見いだそうとするなら、それはもはや利子(割引手数料)以外のものに、つまりは時間・隔地間での手形の価格の差に、為替相場の変動のなかに、それを埋め込まざるをえなかったのである。

ところが、16世紀になると、徴利を禁ずる神の教えは神の教えのままに、その解釈に次第に変更が加えられることとなっていった。すなわち、機会費用あるいは機会損失の補填という考え方にも通じる見方や考え方が、今日のオランダをはじめとする低地地方 (the Low Countries) を中心に次第に普及し、やがて世俗の権力によって利子の徴収が公認されるようになったのである。こうした神の教えの解釈における変更は、もちろん当該時期における世俗の、いわば実際上の経済における変化を反映したものであった。折しもそれは、中世の遠隔地通商に起源を持つ委託荷販売制度(ファクター制度)が完成し、これによりヨーロッパを中心とした通商の決済や信用供与の構造に大きな変動が生じた時期に相当する。

この小論では、こうした徴利の禁止という神の教えに対する解釈の変更と、その前提となった16世紀以降の西ヨーロッパにおける通商・決済・信用供与の構造の変動をいまいちど整理し直し、当該時期に委託荷販売制度が完成していったことの経済史的な意義についての考察を試みる。

## I 神の教え

ここではまず、徴利を禁ずる神の教えが、どのように西ヨーロッパに広まっていったのかをごくおおざっぱに確認することからはじめよう。

『聖書』に示された徴利を禁ずる神の教えは、早くも325年に開催された第1ニケーア公会議において採り上げられたとされる。この公会議は、ときのローマ皇帝・コンスタンティヌス帝 (Gaius Flavius Valerius Constantinus, 272-337年; 在位、

306-337年)によって招集され、「ニケーア信条」が採択されたものとしてよく知られたものである。そしてまた同公会議は、あわせて聖職者による徴利が禁止される契機ともなったのであった<sup>5)</sup>。しかし、神の愛は、普遍的なもの、catholicなものであり、したがって徴利の禁止という教えもまた、単に聖職者のみならず、ありとあらゆる人々にも普遍的に適応されていくべきものであろう。神学者のヒエローニウムス (Eusebius Sophronius Hieronymus, 347?-420年)や、ミラノの司教であったアンブロジウス (Ambrosius, 340?-397年)らによって、利子を徴収してもよい相手は、「選ばれた民」の交戦相手、すなわち「約束の地」を占領している宗敵に限定されることとなった。そして、これにより、やがて徴利は、神学上は無制限に違法であると考えられるようになっていったのであった<sup>6)</sup>。すなわち、キリスト教の、まさに愛の宗教としての飛躍が、徴利禁止の普遍的適応を通じても示されることとなったのである。

もっとも、こうした神の教えが人々の日々の暮らしのなかに実際に定着していくのには、非常に長い年月を要した。395年におけるローマの東西分裂の後、東ローマ帝国では利子の徴収を許すローマ法の伝統が受け継がれ、また西ローマ帝国ではゲルマンの慣習法が新たに普及していった<sup>7)</sup>。徴利を禁ずる神の教えは、世俗の法を乗り越えることが永らくできなかったのである。

西ヨーロッパにおいて、こうした状況にひとつの転機をもたらしたものは、789年のカール大帝 (Karl / Charlemagne, 742-814年; フランク王国国王としての在位、768-814年)による「一般訓令 (Admonitio generalis)」の発布であった。この「一

<sup>5)</sup> Canon 17 (Gilchrist [6], p. 155 に英語にて収録)、参照。

<sup>6)</sup> Nelson [13], pp. 3-4, 参照。

<sup>7)</sup> 古代ローマにおける最古の成文法であるといわれる十二表法にも、すでに利子の徴収を許す規定があるとされる (小野秀誠 [14], 327 ページ、参照)。

般訓令」により、徴利を禁ずる教えは、世俗の権力により世俗の信徒にまで適応されていくこととなっていたのである<sup>8)</sup>。もっとも、「カロリング・ルネサンス」期の高名な神学者であったラバヌス・マウルス・マグネンティウス (Rabanus Maurus Magnentius, 780?-856年)によれば、無神論者や犯罪者も利子を取り立ててよい相手に含まれる。先のアンブロジウスの主張に比べれば、利子を取ってもよい相手の範囲が広げられたようにも思われる。しかし、徴利は恥ずべき利得ではあるものの、こうした人々の立ち直りを援助する際には、その「罪」の償いとして利子を徴収することは許されるとされたのであった<sup>9)</sup>。

11世紀になると、ルッカのアンセルムス (Anselmus, 1036-1086年)によって、徴利は「モーセの十戒」<sup>10)</sup>で禁じられているところの「盗み」に相当するという見解が示された。この見解は、その後、カンタベリーのアンセルムス (Anselmus Cantuariensis, 1033-1109年)などにも継承され、徴利は次第に「罪」と意識されるようになっていった<sup>11)</sup>。1139年の第2ラテラン公会議では、神と人間の法、そしてまた旧約・新約の聖書に照らし、聖俗を問わず、徴利を犯したものに対して教会法上の厳しい罰則が科せられることとなったのであった<sup>12)</sup>。そして、1179年の第3ラテラン公会議においては、徴利は公式に「罪」となり<sup>13)</sup>、第172代ローマ教皇ウルバヌス三世 (Urban III, ?-1187年; 在位, 1185-1187年)による1187年の

教令においては、何かを「当て」にして貸すだけでも罪とされるに至ったのである。すなわち、「ルカによる福音書」6章35節以下に曰く――<sup>14)</sup>、

<sup>35</sup> しかし、あなたがたは敵を愛しなさい。人に善いことをし、何も当てにしないで貸しなさい。そうすれば、たくさんの報いがあり、いと高き方の子となる。いと高き方は、恩を知らない者にも悪人にも、情け深いからである。<sup>36</sup> あなた方の父が憐れみ深いように、あなた方も憐れみ深い者となりなさい。

そして、13世紀になると、トマス・アクィナス (Thomas Aquinas, 1225?-1274年)と博士たちにより、徴利を禁止するための教会法の理論は、いっそう精緻化され、完成されていくこととなったのであった。

ところが、こうした徴利を禁ずる神の教えに関するキリスト教的な理解は、それが次第に西ヨーロッパ社会に普及していく一方で、やがてユダヤ教徒たちからの挑戦にさらされることとなったのであった。よく知られているように、ユダヤ教徒たちもまた、実はキリスト教徒と同じ聖典を持つ。しかし、古来より差別と弾圧に耐えながら、ヨーロッパの商業や金融の分野などにおいて一定の地歩を築いてきたユダヤ教徒たちは、異教徒であるキリスト教徒のことを、先に見た「申命記」第23章20節以下でいうところの「同胞」ではなく、「外国人」とみなしたのである。

実際、12世紀中ごろになると、ユダヤ教徒がキリスト教徒から利子を徴収していることに対し

8) 中島健二 [12], 79ページ, 参照。もっとも、この当時の経済は「自給自足を原則」としており、「多量の貨幣を恒常的に有するのは教会だけであった」から、一般の人々を対象に徴利を禁じて、それは「さほど実質性をもつものではなかった」という (小野秀誠 [14], 321ページ, 参照)。

9) Nelson [13], p. 5, 参照。

10) 「出エジプト記」20章15節; 「申命記」5章19節。

11) 中島健二 [12], 80ページ, 参照。

12) Canon 13 (Gilchrist [6], p. 165 に英語にて収録), 参照。

13) Canon 25 (Gilchrist [6], p. 173 に英語にて収録), 参照。

14) 同じ「ルカによる福音書」19章には、次のような誠に興味深い一節がある。

<sup>12</sup> イエスは言われた。「…[乃至]…<sup>22</sup>主人は言った。『悪い僕だ。その言葉のゆえにおまえを裁こう。わたしが預けなかったものも取り立て、蒔かなかったものも刈り取る厳しい人間だと知っていたのか。』<sup>23</sup>ではなぜ、わたしの金を銀行に預けなかったのか。そうしておけば、帰って来たとき、利息付きでそれを受け取れたのに。』……〔以下略〕

イエスの語った『『ムナ』のたとえ』の一節である。また、同様の話が「マタイによる福音書」25章26節以下に『『タラントン』のたとえ』としても見える。

て、キリスト教徒側から非難の声が高まっていった<sup>15)</sup>。そして、13世紀になると、ユダヤ教徒がキリスト教徒から徴収した利子をその被害者に返還するよう要求されるようになった。1215年の第4ラテラン公会議においては、世俗の権力者に対して、ユダヤ人による利子の徴収をやめさせることを求める決議が採択された<sup>16)</sup>。また、同公会議においては、十字軍遠征者の利払い負担を軽減することを念頭に置きながら、債権者に契約を解除することが要請され、それでも利払いを強要するものには、その返還が命ぜられることとなった<sup>17)</sup>。また、1274年の第2リヨン公会議においては、高利貸しを営業するための家屋を貸し出した個人や市町村などの団体に対して、破門と聖務停止の処罰を下すよう決議された<sup>18)</sup>。しかしそれでも、ユダヤ教徒による利子の徴収を、徹底して取り締まることは必ずしもできなかったのであった。

さらには、こうした徴利を禁ずる神の教えに関するキリスト教的な理解は、ユダヤ教徒からのみならず、思わぬところからの挑戦にもさらされた。すなわち、ほかならぬキリスト教徒自身からの挑戦である。

13世紀には、十分の一税<sup>19)</sup>などの資金を西ヨーロッパ各地で徴収し、為替を使ってこれを送金させなければならなかったローマ法王庁は、商人・銀行家たちによる通商網の何よりの大口利用者となっていた<sup>20)</sup>。メディチ家の出身であった第217代ローマ教皇レオX世(Leo X, 1475-1521年;在位,

1513-1521年)は、第5ラテラン公会議(1512-1517年)中の1515年に修道院間の論争を仲裁する過程で徴利の合法性を認めようと試みた。また、いわゆる宗教改革の批判者として知られるヨハン・マイヤー・フォン・エック(Johan Maier von Eck, 1495-1552年)も、徴利契約の合法性を理論化しようと試みたのであった<sup>21)</sup>。

さらには、こうした徴利を禁ずる神の教えに対する直接的な挑戦とは別に、これを合法的に、いわばうまくすり抜けようとするような試みも見られた。すなわち、神の禁ずる徴利とは、そもそも、その前提に金銭等の貸借があつてこそのものであろう。言い換えれば、かりに当事者間で何らかの金銭等々のやりとりがあつたとしても、それがそもそも貸借などではないのなら、そこに徴利がともなうこともないはずであり、したがってそれら金銭等々のやりとりも何ら神の教えに反することはないはずである。

たとえば、親しい隣人に——、経済的に困窮しているときに、無利子で金を貸してくれ、共に生活できるように助けてくれるような良き隣人に、日頃の友誼に感謝しつつ、プレゼントを贈るといふことなどは、まじめなキリスト教徒にとっても、無論、何の問題もないことなのだった。そういうわけで、中世のフィレンツェの毛織物商人ギルドでは、資金が貸し出され、それが無利子で返済された際には、借り手からプレゼントをもらうことになっていたのであった。受け取ったプレゼントは、他の日常的な業務における金銭の出納などと同様に、帳簿にきちんと記録するようギルドの規約に定められていたが、それはもちろん徴利などではなく、単なるプレゼントにすぎなかったもので、神から何ら叱責されるべきものではなかったのであった<sup>22)</sup>。

売買にもまた、何の問題もなかった。

15) Nelson [13], p. 7, pp. 12-13 & 16-18, 参照。

16) Constitution 67 (Gilchrist [6], pp. 182-183 に英語にて収録), 参照。

17) Constitution [71] (Gilchrist [6], pp. 185-189 に英語にて収録), 参照。

18) Constitution 26 (Gilchrist [6], pp. 194-195 に英語にて収録), 参照。

19) 「創世記」14章第20-21節; 「レビ記」27章30-33節; 「民数記」18章26節; 「マラキ書」3章8節, 同3章10節。

20) Littleton [11], p. 20 (邦訳, 33ページ), 参照。

21) Nelson [13], pp. 24-25, 参照。

22) de Roover [2], pp. 125-126 (邦訳, (6) 153ページ), 参照。



10世紀以降、自給自足的な共同生活を送りながら神への祈りを行う修道院のなかには、開墾や寄進などを通じて広大な領地を持つものがあらわれた。こうした豊かな修道院では、その領地での生産物の余剰品を売却し、代価として貨幣を得る一方、その貨幣を金銭的に困窮した人々に、土地などを担保としながら貸し付けるということが始まっていった。こうした貸し付けは、もちろん神の教えにしたがって無利子で行われたが、勤勉な修道士たちは、担保として預かった土地を、そのまま放置しておくなどということは決してしなかったのであった。修道士たちは、修道院の他の領地と同様に、その土地を耕し収穫を得て、それを売って金に換え、それを修道院の運営資金に充てたのである。

しかし、その土地は、借金の形として借り手から貸し手に預けられているだけのものであって、その本来の持ち主は、あくまでも借り手であるはずである。無利子での貸し付けとはいいいながら、貸し手が借り手の土地から収益を上げ、それを自分のものにしてしまうというのなら、それは貸し手が借り手に対して事実上の徴利を行っていることにはならないか？——そう問われて答えられなかった教皇と博士たちは、12世紀の末には修道院が土地を担保に“無利子”で貸し付けをおこなうことを禁止せざるをえなくなったのであった<sup>23)</sup>。神は徴利を禁止しているのであって、貸し付けそのものを禁止しているわけではないのであろうから、それは神の教えからの逸脱であったようにも思われなくてもいいが、それはともかく、その禁止をひとつの契機として、修道院による土地の買い上げが始まっていった。

修道院は、金銭的に困窮した人から土地を買い上げる。一定期間後、修道院は、その土地を、買い上げたときと同じ価格で元の持ち主に買い戻させる。こうした土地の売却は、「買い戻し権付き売却 (vendita a riscatto)」と呼ばれる。今日的な

感覚からすれば、いささか奇妙な土地売買のようにも思えるかもしれない。しかし、いうまでもないことであるが、修道院が、その土地を買い上げた時点で、その土地の所有者は修道院となるわけであるから、修道院の修道士が修道院の土地を耕して得た収穫物からの収益は、当然のことながら修道院のものなのであった。神はたしかに徴利を禁止はしたが、売買は禁止していなかったので、そこには何の問題も認められなかったのである<sup>24)</sup>。

さらには、何らかの「発生する損害 (damunum emergens)」が生じたときに、その損害を被ったものが、損害を与えたものから、損害の賠償や補填を受けるということについても、もちろん、何の問題もなかった<sup>25)</sup>。たとえば——

金に困っているんだ、3カ月後には必ず返すので、3,000ダカット (ducat) ほど用立ててくれないか。——ふむ。そういうことなら、神の教えに従って無利子であなたに3,000ダカットをお貸ししましょう。このお貸しした3,000ダカットについては、約束通り、3カ月後には必ず返してくださいね！

ただし、1カ月後でも2カ月後でも、もしお金に余裕ができたなら、3カ月後とはいわずに、その時点でお金を返してください。繰り上げ返済をしてくださるといふのなら、もちろん3,000ダカットとはいいいません、その繰り上げの期間に応じて返済金額を“割引”<sup>26)</sup>してさしあげましょう。しかし、逆に、3カ月後の返済という約束を違えて、返済が4カ月後や5カ月後などに遅れるというのなら、もちろん体の肉1ポンドなどは無用ではありますが、その遅れた期間に応じての延滞金をお支払いください。私は、あなたからお金を返してもらったら、それを元手に商売をするつもりなんです。あなたからの返済が遅れば、その遅れた

24) 中島健二 [12], 80ページ, 参照。

25) 小野秀誠 [14], 319-318ページ, 参照。

26) de Roover [2], pp. 119-120 (邦訳, (6) 145-146ページ), 参照。

23) 中島健二 [12], 79ページ, 参照。

分だけ、その商売から得られたかもしれない利益を得る機会が失われてしまうことになります。だから、その「逸失利益 (lucrum cessans)」という損失を、延滞金というかたちで埋め合わせていただく必要がありますよ。

金に困っているんだ、3カ月後には必ず返すので、3,000ダカットほど用立ててくれないか。——そういうことであるならば、借用書に記載する返済期日は、たとえば2カ月後などにしておくとい。そうすれば、約束通り、借り手が3カ月後に返済をしてきたときには、その返済金額(元金)に1カ月分の延滞金を上乗せしてもらうことができる。

それは、神の禁ずる徴利などでは断じてありえない！ 実際、借用書には2カ月後に返済するときちゃんと記載されているのではないか。したがって、それは単なる逸失利益の補填のための1カ月分の延滞金に過ぎないのであり、したがってもちろん神によって指弾されるべき「罪」などには全く該当しないものなのだった。

逸失利益の補填そのものが、神の教えに何ら反するものではないことについては、すでにトマス・アクィナスによっても示されていた<sup>27)</sup>。これを敷衍すれば、たとえば友人に鉛筆を貸してくれないかと頼まれたとする。100円で買ったばかりの鉛筆をこの友人に貸し出すと、友人は、その鉛筆を使って手元のメモ用紙になにやら書き付け、その後、「ありがとうよ」などと言いながらその鉛筆を返してきた。一般的な友人関係の中では、そうした鉛筆の貸し借りは、おそらくはそれで終わりとなることであろう。しかし、厳密に言えば、その友人がメモ用紙になにやら書き付けをしたことで、貸し出された鉛筆の芯は多少なりともすり減ってしまっているにちがいない。つまり、貸し出された100円の鉛筆が、100円の鉛筆のまま返されるということではないだろう。鉛筆の返却にあたり、なにがしかの金銭等が借り手から当該

の鉛筆とともに追加的に支払われたとしても、それがすり減った芯の分の損失を補填するものであるならば、それはもちろん徴利などではありえず、神の教えにも反するものではないはずのものである。

しかし、貸し借りされるものが、たとえばパンやぶどう酒などであれば、事情は異なる。腹が減って今にも死にそうだ、とりあえず、おまえがいま持っているパンを俺にくれないか、あとで必ず同じものを買って返すから——。そう頼まれて、100円で買った手持ちのパンをこの友人に与えれば、友人はそのパンを食べてしまい、貸し出したパンはなくなってしまうことになるだろう。後ほど、その友人は100円で同じメーカーの同じ種類のパンを買い、約束通りにこれを返してきたとしても、その返されたパンは、先に友人がたべてなくなってしまったパンとは別のパンである。100円分のパンが貸し出され、100円分の同等のパンが返されるということであって、そこには先に見たようなかたちでの損失の補填が伴う余地は、もはや見られないにちがいない。飲んでしまえば、やはりなくなってしまうぶどう酒の貸し借りもまた、全く同様であろう。

すなわち、鉛筆の貸し借りのような使用貸借とは異なって、パンやぶどう酒の貸し借りのような消費貸借には損失の補填が伴うということはないはずであり、その返済にあたって何らかのものが追加的に支払われるというのなら、それは神の禁じた徴利以外の何物でもないであろう。そして、そうした理屈は、金銭消費貸借においてもまた当てはまる。

金に困っているんだ、3,000ダカットほど用立ててくれないか——。そう頼まれて貸し付けられた3,000ダカットは、金に困った借り手によって使われてなくなってしまうにちがいない。後ほど、約束にしたがって借り手から返済される3,000ダカットは、その借り手が遠隔地通商等々を通じて稼ぐなり何なりして別途入手した3,000ダカットであるはずであり、先に貸し出されて借

<sup>27)</sup> 中島健二 [12], 84 ページ, 参照。

り手によって使われなくなってしまった3,000ダカットとは、別の貨幣の3,000ダカットであろう。そこにもやはり、損失の補填がともなうことはありえない。

先にも触れたように、こうした金銭消費貸借における徴利をめぐる教会法の見解は、トマス・アクィナス以来の伝統的なものであった。ところが16世紀になると、神による徴利の禁止という大原則が守られたまま、その解釈は次第に変更されていくこととなったのであった。すなわち、いまや金銭消費貸借においてもまた、逸失利益の補填がともないものとなされ、そうした解釈の変更により、今日でいう「機会費用」の埋め合わせという考え方の普及や徴利の事実上の公認（黙認）に道が開かれていったのであった<sup>28)</sup>。

ともあれ、こうした経緯を考えれば、キリスト教的な意味での徴利を禁ずる神の教えは、表向きはともかく、西ヨーロッパにおける実社会においてはかなり早い時期から、いわば骨抜きの状態にあり、それほど強固な実効性を持たなかったのではないかとも思われる<sup>29)</sup>。

## II 遠隔地通商における資金の融通

前節でも見たように、12世紀も中葉になると、徴利を禁ずる神の教えに関するキリスト教的な理解が確立していく一方で、徴利を公然と行うユダヤ教徒に対するキリスト教徒からの非難が高まって行くこととなった。こうした時期に、折しも北イタリアの諸都市を中心に行われていた遠隔地通商の分野においては、もともと一連のものとして行われてきた輸出と輸入とが、次第に分離して営まれるようになっていった。おそらくは古代ギリシア・ローマの時代から、輸出と輸入とを一連のものとして行ってきた地中海地方の冒険商人たち

は、互いに出資を行って遠隔地通商を行うためのコムエンダ (commenda) を組織してきていた<sup>30)</sup>。しかし、別稿でもみたように<sup>31)</sup>、この時期に輸出と輸入とが次第に分離しはじめると、こうした遠隔地通商を行うコムエンダ相互でもまた、通商のための資金を融資しあうことがみられるようになっていったのであった。

たとえば、輸出業務を行おうとするコムエンダは、その業務の開始に際し、輸入業務を行おうとするコムエンダから、本国側で本国側の通貨を用いて資金の提供を受ける。このとき、提供された資金を、その時点で与えられた為替相場のもとで仕向地側の通貨に換算し、これを仕向地で、輸出業務を行おうとするコムエンダのエージェントから、輸入業務をおこなおうとするコムエンダのエージェントへ返済するという約束が結ばれたのであった。“輸出業者”に相当するコムエンダは、この“輸入業者”に相当するコムエンダから提供された資金を用いて、本国側にて本国側の商品を仕入れ、これを自分たちのエージェントに持たせて仕向地へと送り出す。“輸出業者”は、これにより、“輸入業者”から提供された資金と、仕入れた“輸出商品”の代金相当額との差額を“利益”とすることができたのであった。

当該の輸出業者のエージェントは、この本人側から預かった輸出商品を仕向地にて代理販売し、その代金を仕向地側の通貨で受け取る。そして、その代金のなかから、先の約束にしたがって、輸出業者が輸入業者から提供された資金相当額を、仕向地の通貨で、これもまた同じ地に派遣されてきていた輸入業者のエージェントに返済する。これにより、輸出業者のエージェントは、輸出商品を代理販売した際の売上代金と、輸入業者のエージェントへの返済金との差額を、自分の利益とすることができた。

一方、輸入業者のエージェントは、仕向地にて

28) de Roover [2], pp. 122-124 (邦訳, (6) 150-152 ページ), 参照.

29) 打村鑑三 [16], 123-124 ページ, 参照.

30) Littleton [11], p. 37 (邦訳, 59 ページ), 参照.

31) 上村能弘 [10], 33-34 ページ, 参照.

仕向地側の通貨で輸出業者のエージェントから返済を受ける。輸入業者のエージェントは、今度はその返済金を用いて仕向地側の商品を仕入れ、これを本国の本人に持ち帰る。これにより、輸出業者のエージェントから受け取った返済金と、“輸入商品”の仕入れ代金との差額を利益として受け取ることができたのであった。

本国側の輸入業者は、今度は、そのエージェントからもたらされた輸入商品を本国側で売却し、その代金を本国側の通貨で受け取る。これにより、輸入業者は、この輸入商品の売り上げと、先に輸出業者に提供した資金額との差額を利益として受け取り、こうして輸出業者と輸入業者との間の資金融通は完結することになる<sup>32)</sup>。

しかし、こうした一連の仕組みは、輸入業者にとっては、輸出業者に対する資金融通のための仕組みなどでは断じてありえなかった。輸入業者は輸入業務を行うために、海外で輸入商品の仕入れを行わなければならない。したがって、この輸入商品の仕入れのための資金を、海外での仕入れのために派遣する自分のエージェントに持参させなければならない。ここで行われたのは、その代わりに輸出業者とそのエージェントを利用して、輸入業者が派遣した自分のエージェントに対して、本国側通貨を海外の通貨に両替したうえで派遣先に送金を行ったということにすぎない。前節でも見たように、徴利は貸借を前提としているわけであるが、貨幣と場所と時間の相違を前提とした両替も送金も、もちろん貸借などではないので、それらに徴利がともなうことなどありえず、したがって輸入業者やそのエージェントは、この点に関しても神に対して全く安心していられたのであった<sup>33)</sup>。

もっとも、そうしたことは別に、輸入業者か

ら輸出業者に資金が提供されたときの本国側通貨と仕向地側通貨との間の為替相場が、輸出業者のエージェントから輸入業者のエージェントに資金返済が行われたときには、すでに変化をしまっていることも、当然のことながらありえた。為替相場の変動によって、かりに為替差益がそこに生じ、結果的に徴利と見紛うような追加的な利益がもたらされたとしても、それは実際にはもちろん徴利などではないので、輸入業者やそのエージェントは、そのことに関しても神を畏れる必要はまったくなかった。

たしかに歴史的な事実としては、ある都市でのある通貨の他の通貨に対する為替相場が、他の都市での為替相場よりも高くなる傾向が見られたと指摘できるかもしれない<sup>34)</sup>。しかし、それはいわば相場の傾向ともいふべきものであって、為替の仕組みのうえで常にそうなることが保証されているわけではないであろう。当然のことながら、逆に為替差損が生じることも、もちろん理屈のうえではありえたはずであり、言い換えれば為替相場の動的変化など、本来はまったく「当て」にならないものなのだった。それゆえ、その不確実な為替相場の変動をあえて利用して利益を得ようと試みることは、まったくの投機的な行為にほかならない<sup>35)</sup>。輸入業者は、輸出業者に対してなにかの資金を提供はしたけれども、何かを「当て」にしてそうしたわけではなかったのであって、この点でも神に対してまったく安心していられた。輸入業者やそのエージェントは、「当て」にならない為替相場からの差益・差損とは別に、輸入業務を通じて商品の売り上げと仕入れの差額を正当な利益として受け取っており、さしあたってはそれで十分であったはずである。

ともあれ、たとえばこうした仕組みを前提に、資金の融通や金銭の貸し借りが行われる際には、

32) 1330年における交易のものとなるが、その具体的な事例が de Roover [3], pp. 51-52 に紹介されている。

33) de Roover [2], p. 34 (邦訳, (1) 141 ページ, 参照。

34) de Roover [2], pp. 32-34 (邦訳, (1) 139-142 ページ), 参照。

35) de Roover [2], p. 55 (邦訳, (2) 48 ページ), 参照。



そのことが当事者間で忘却されてしまわないように、古来より、しばしば“覚え書き”とでも呼ぶべきもの——英語で言えば“note”に当たるもの——が作成された。すなわち、こうした“覚え書き”は、記憶違いや勘違いなどから、資金の貸し借りをを行った当事者間で、（貸付金を）「貸した」「貸さなかった」、（返済金を）「返した」「返さなかった」といった行き違いや紛争が生じることを避けるための、いわば証拠となるべき記録である。

このような覚え書きがいくつもあると、うっかり散逸してしまうことにもなりかねないことから、通常は、そうした覚え書きは、冊子体——bookのかたちに綴じられてkeepされた。「現存する最古の勘定記録」<sup>36)</sup>とされるものは、フィレンツェのある両替商（銀行）が1211年春にボローニアのサン・ブローコリ（San Brocoli）定期市にて記帳したものであるとされる。今ではわずかに羊皮紙2葉・表裏4ページ分のみしか残されていないが、これもまた「元来一冊の帳簿として綴り込まれていたものと推定」されている<sup>37)</sup>。そして、こうした帳簿の定められた位置に、それぞれ「金銭が貸し付けられた」という意味の記録と、「返済がなされた」という意味の記録が記載されたのであった。先のフィレンツェの両替商による1211年の帳簿断片では、各ページを左右2段に分けたうえで<sup>38)</sup>、資金を貸し付けた相手ごとに、まず「金銭が貸し付けられた」という意味の記録

が記載され、その後が続いて「その返済がなされた」という意味の記録が記載されている。

先にも触れたように、こうした帳簿は、まさに金銭等の貸借における証拠となるべき記録であったことから、嘘や偽り、ごまかしや捏造のたぐいがそこへ記載されてしまうことは断じて許されなかった。それゆえ、フィレンツェの両替商による1211年の帳簿断片においても、当時の北イタリアの諸都市で用いられた帳簿と同様に、年号とともに十字架が描かれて、これに「神の名において、アーメン（In Nome di Dio, Amen）」という誓いの言葉が添えられていたのであった<sup>39)</sup>。

この誓いの言葉からもわかるように、帳簿に必要な記録を記載するものが敬虔なキリスト教徒であった場合には、神の教えに反するようなことについてもまた、間違っても帳簿に記載されてしまわないように十分な注意を払わなければならないにちがいない。実際、フィレンツェの両替商による1211年の帳簿断片においても、一部の記録を除き、資金の貸し付けに当たって示された利子は、支払期日（返済期日）を起算日とした利率のかたちで記録されている。また、場合によっては、貸し付け期日がすなわち支払期日となっていたり、利子を「罰則金（pena）」と呼んで、実際の返済が支払期日から遅れるにしたがって、その率を累進的に高くするよう定められていたりするものもみられる。繰り上げ返済を行った際の“割引”については言及がみられないようであるが、そこには早くも「利子を元金の支払い遅延による罰則金、というように規定づけるための論理」が貫徹していたことを看取できる<sup>40)</sup>。

<sup>36)</sup> 渡邊泉〔18〕、10ページ、参照。

<sup>37)</sup> 泉谷勝美〔8〕、57ページ、参照。この残存する4ページには、都合44件の勘定が記録されているが、これらはいずれも「金銭が貸し付けられた」「その返済がなされた」というかたちのものとなっている。現金を用いだけでなく、口座間での振り替えを通じて「返済がなされた」という記録も見られることなどから、この帳簿には本来もっと多くのページがあつて、これら44件（以上）の勘定の記録のあとに、「金銭を借り受けた（預金を受け取った）」「返済をした（預金を払い戻した）」という意味の記録が続いていたのではないかと推定されている（泉谷勝美〔8〕、73-75ページ、参照）。

<sup>38)</sup> 泉谷勝美〔8〕、58ページ、参照。

<sup>39)</sup> 泉谷勝美〔8〕、58ページ、参照。なお、渡邊泉〔19〕、59ページによれば、こうした神の誓いが帳簿上から消えるのは、16世紀の後半ごろのことであるという。「15世紀末、ルネッサンスが終焉を迎える頃には、人は、神から解放されるのである」（同上）。

<sup>40)</sup> 泉谷勝美〔8〕、70-72ページ、参照。なお、de Roover〔2〕、p. 56（邦訳、〔2〕51ページ）によれば、中世のマーチャント・バンカーの元帳には、「利子や割引」あるいはそれに類する勘定項目は見当た

そして、これもまた、帳簿は金銭等の貸借における証拠となるべき記録であったという同じ理由から、その帳簿における「金銭が貸し付けられた」という意味の記録は、その記載にあたっては少なくとも金銭の借方からの、いわば“承認 (reconnaissance)”<sup>41)</sup>が必要とされたのであった。「金銭が貸し付けられた」という記録を、それによって返済を求められることになる借方からの事実関係の承認を得ないままに、貸方が勝手に帳簿に記載したとしても、後ほど「貸した」「貸さなかった」という紛争が起きた際の証拠としては、全く役に立たないことは明らかであろう。借方は貸方から確かに金銭を借り受け、したがって借方はそれを貸方に返済しなければならない——つまり、この意味では、「金銭が貸し付けられた」という意味の記録は、貸方側からではなく、借方側からみた記録として、たとえば「〔借方〕は、〔貸方〕から貸与された〔金額〕を返済すべし」というように記載されなければならなかったのであった<sup>42)</sup>。

たとえば、先に紹介したフィレンツェの両替商による1211年の帳簿断片には、その第1葉・表ページ (recto)・左段の第1勘定記録として、次のような意味の“借方の記録”が見えるとされる<sup>43)</sup>。

Aldobrandino Petro と Buonessegna Folkoni は、我々が6月18日に彼らに貸与した imperiali mezzani 貨幣 lb. 18 に対して  $34\frac{2}{3}$  の勘定で (換算した) 総額にて lb. 52 をそれぞれにて我々に返済すべし、而して6月18日に支払いのこと、もしそれ以上延滞すれば、(利子は) 我々の希望たる1ヵ月 lb. 1 当たり d. 4 の割合である、…… [以下略]

取引の詳細は必ずしも明らかではないものの、

ず、その代わりに「為替での損益 (Pro e Danni di Cambio)」という勘定項目が見られるとされる。

41) de Roover [2], pp. 87-88 (邦訳, (4) 91 ページ), 参照。

42) 泉谷勝美 [8], 62-63 ページ, 参照。

43) 泉谷勝美 [8], 60 ページ, 参照。

ここでは2名の借方が「我々 (貸方) が……貸与した」資金を「返済すべし」と求められていることが解る。また、ここでは、貸し付け期日と支払期日が同じ6月18日とされている一方で、「それ以上延滞」した際には「我々の希望たる」率で利子が課せられるように定められていたことも解る。すなわち、貸し付けたその日から延滞金が生じることとなっていたのだ。さらには、そもそもその前提となる貸し付けも、かたちのうえでは、貸し付けられた imperiali mezzani 貨幣が、一定の比率で別の通貨に換算されて返済されるというだけのことであるように見えること、つまり、ここでも貨幣と時間の相違とを前提とした両替が行われているにすぎないように見えることにも注目をしておくべきであろう。

あるいはまた、そもそも帳簿は金銭等の貸借における証拠となるべき記録であるというのなら、当該の帳簿がかりに貸方によって book-keeping されるものであったとしても、可能であるならば、その借方の記録は、その価値を高めるために借方自身によって記載されるべきかもしれない。さらにいえば、その記載にあたっては、借方・貸方双方に直接的な利害関係を持たない第三者の立ち会いがあれば、金銭貸借の証拠としての記録の価値は、いっそう完璧なものとなるにちがいない。そういうわけで、金銭の貸借が行われると、借方による note, すなわち約束手形 (債務証書, 借用書) が、しばしば綴じられた book とは独立したかたちで、公証人の立ち会いのもとでの公正証書として作成されることとなったのであった<sup>44)</sup>。

一方、返済にあたっては、貸方は、「(約束の期日までには) 必ず返済金を支払ってもらいたい」という旨を“ちらし”——bill (請求書) に記載して、借方にこれを通知することになるだろう。そして、実際に借方から返済がなされると、これも「返した」「返さなかった」という紛争を回避するために、

44) たとえば、前掲 de Roover [3], pp. 51-52 に紹介されている事例を参照。

今度は「返済した」と言う意味の、——すなわち、貸方は借方からの返済金を確かに受け取ったという貸方側からみた記録が、“貸方の記録”として帳簿に記載されることになったのだ<sup>45)</sup>。

よく知られているように、こうした帳簿における「借方」「貸方」という2つのエントリー——double-entryにおける記録は、今日では理解を容易にするために、しばしばひとつの表にまとめられ、対照されて示されるようになっていく。上下連続方式や前後分離方式による旧来からの帳簿であれ、左右対照方式の今日の“貸借対照表”であれ、そこに記載された「借方」の「返済すべし」という記録は、(返済日を超えた)一定期間内に「返済した」という記録が「貸方」に書き込まれることで、清算されることになるであろう。

先に示した例にしたがえば、輸入業者から輸出業者に資金が提供されると、まずは輸出業者によってnote(約束手形)が公正証書として振り出されることとなったのであった。そして、その約束手形によって示される輸入業者と輸出業者との間の債権・債務関係は、輸出商品の仕向地において、輸出業者のエージェントから輸入業者のエージェントへと、仕向地側の通貨で返済が行われることで清算されていくことになるであろう。それゆえ、こうした輸出業者によって振り出された約束手形は、「なにがし(すなわち輸入業者)、あるいは持参人(輸入業者のエージェント)に返済すべし」という意味の持参人払い条項をしばしば持ったのであった<sup>46)</sup>。

同じことを、今度は資金を借り受ける輸出業者の立場からもう少し詳しくみれば、最初の輸入業者と輸出業者との間の債権・債務関係は、やがてもうひとつの別の債権・債務関係を生み出していくことが解るであろう。輸出業者は、輸入業者から提供された資金を用いて輸出商品を仕入れ、そ

れを仕向地へと自分のエージェントに持参させる。しかし、その仕向地で行われようとするのは、あくまでもエージェントによる輸出商品の代理販売なのだから、それが実際に順調に行われていけば、輸出業者はそのエージェントに対して輸出商品代金相当分の債権を持つことになるだろう。輸出業者のエージェントが実際に当該商品を代理販売して、その売り上げを手に入れば、そのエージェントは、その売上金相当額分を仕向地側の通貨で、本人である輸出業者からの預金として持つことになる。輸出業者は、これにより、自分のエージェントに宛てて「当該の預金を支払ってもらいたい」という旨のbill(為替手形)を、必要に応じて振り出すことができるようになるだろう。

つまり、こうした通商を通じて輸出業者は、輸入業者に対しては債務を負い、自分のエージェントに対しては債権をもつこととなる。そして、そのことを前提に、輸出業者は、輸入業者に対しての債務を、自分のエージェントに対する債権を用いて清算しようとするのである。

輸出業者は、自分のエージェントに対する債権の一部を、輸入業者に譲渡する。そのことによって、当該の債権・債務関係は、もともとは直接的な関係を持たないはずの輸入業者と輸出業者のエージェントとの間の債権・債務関係へと転化する。そしてこれにともない、輸出業者のエージェント宛の為替手形が、先の約束手形といわば対になり、一揃えとなるかたちで振り出され、この債権譲渡の経路にしたがって手渡されていくこととなったのであった。つまり、当該の為替手形は、輸出業者のエージェントに対する輸出業者からの支払い指図書としての文面を持つてはいるが、輸出業者からそのエージェントに直接手渡されたわけではなかったのであった。それは、輸出業者から輸入業者への債権譲渡にともなって、まずは輸入業者へと手渡され、そこから最終的には輸入業者のエージェントを通じて、債務者である輸出業者のエージェントに示されて当該債権の回収が行

45) 泉谷勝美 [8], 62-63 ページ, 参照.

46) de Roover [2], pp. 87-88 (邦訳, (4) 90-91 ページ), 参照.

われたのであった。輸出業者が自分のエージェントに宛てて振り出した「(輸入業者側に)預金を支払ってもらいたい」という旨の為替手形は、すなわち、支払い指図書であると同時に、輸出業者から輸入業者への債権譲渡を示す証拠書類としての性格ももったのである。

13世紀の末からは、それまで海外に派遣されていた輸出業者や輸入業者のエージェントが、次第に海外に定住するようになっていった。14世紀の末までには、こうした海外の定住エージェントは、独立した資本やパートナー、会計帳簿などを持つようになり、遠隔地通商は、いわばこうした企業群によって営まれるようになっていったのであった<sup>47)</sup>。そしてこれにより、輸出業者が振り出した約束手形を、旧来のようにエージェントに持参させることもなくなったので、14・15世紀になると、約束手形の持参人払い条項ももはや見られなくなっていった<sup>48)</sup>。さらには、本国側の本人から海外のエージェントに対する資金支払いの指図がいつそう不可欠なものとなったことから、こうした旧来の公正証書形式の約束手形も、やがて為替手形 (*une simple letter missive*; 「急送商用状」) に取って代わられることとなったのであった<sup>49)</sup>。

繰り返しとなるが、こうした債権譲渡の証拠書類としての為替手形は、輸出業者から輸入業者へと手渡され、さらに今度は輸入業者のエージェントに送付された。そして最終的には、この輸入業者のエージェントによって、名宛人である輸出業者のエージェントに手形が一览されて、債権の回収が行われた。しかし、そうではあっても、このことは、輸入業者から輸入業者のエージェントに、債権がさらに譲渡されたということを意味しなかった。つまり、輸出業者が自分のエージェント

に輸出商品の代理販売をさせたのと同様に、ここでは輸入業者は自分のエージェントに債権を、いわば代理回収をさせたにすぎなかったと考えることができる。それは、輸入業者からそのエージェントに手形が送付されても、当該債権の遡求権は、輸入業者のエージェントに移転することはなかったことから明らかである。輸出業者のエージェント宛の為替手形が、債権譲渡にしたがって輸出業者から輸入業者に手渡されたことは、当然のことながら、当該債権の遡求権が輸出業者から輸入業者に移転したことを意味した。しかし、そこからさらに当該為替手形が輸入業者のエージェントに送付されたとしても、当該エージェントは手形不渡りの際に遡求を行うことは通常はなかったし、また法的にもエージェントに債権の遡求権は認められてはいなかったのである<sup>50)</sup>。

また、そもそも、中世のヨーロッパにおいては、上でみたような仕組みのなかで輸出業者から輸入業者へ譲渡された債権が、輸入業者のエージェントを含め、第三者にさらに譲渡されていくことはなかった。換言すれば、16世紀初頭まで、小切手などと同様に為替手形や約束手形は裏書譲渡されることはなく、銀行等がそれらを公開市場で売買することもなかった<sup>51)</sup>。それは、畢竟、その前提となる遠隔地通商が冒険取引の域を出なかったからにはかならない。

上でみたように、為替相場がまったく「当て」にならないのと同様に、輸出業者のエージェントによって代理販売されていく輸出商品が、期待通りの価格できちんと売れていくかどうかというのも、まったく「当て」にはならないことであろう。そしてまた、通商には必ず危険が伴う。あるユダヤ人の高利貸しも懸念するように、実際、船はただの板にしかすぎないし、船員はただの人間にしかすぎないであろう。陸の鼠に海の鼠、陸の盗人

<sup>47)</sup> de Roover [4], pp. 209-210, 参照.

<sup>48)</sup> de Roover [2], pp. 91-94 (邦訳, (4) 95-98 ページ), 参照.

<sup>49)</sup> de Roover [2], p. 38 (邦訳, (1) 149 ページ), 参照.

<sup>50)</sup> de Roover [2], pp. 87-88 (邦訳, (4) 90-92 ページ), 参照.

<sup>51)</sup> Usher [17], pp. 8-9, 参照.



に海の盗人——つまりは海賊——のほか、波や風や暗礁も待ち構えているにちがいない。

かりに当該の輸出商品を首尾よく売ることができなければ、その売り上げで自分宛の手形の支払いをすることとなっている輸出業者のエージェントは、実際には支払いができなくなり、その手形は不渡りにならざるをえなくなる。そうなれば、輸入業者のエージェントは、その旨を本人側に通知して、当該の為替手形を送り返すことになるかもしれない。輸入業者のエージェントから輸入業者への輸入商品の送り出しも、当然のことながら行われることはないであろう。送り返されてきた為替手形を手を持って、輸入業者は輸出業者に、まさに債権の遡求を行うこととなるであろうが、だからといって、提供された資金を用いてすでに輸出商品の仕入れ・送り出しを行ってしまっている輸出業者が、容易にそれに応えることはできないことは明らかであろう。

つまり、冒険取引は、結局は商品が期待通りの価格できちんと売れていくだろうという単なる見込みにもとづいたものでしかない。12世紀中葉以降にできあがっていった遠隔地通商の仕組みにも、そうした冒険取引のもつ欠点が受け継がれてしまっているのである。冒険取引や、それを前提とした資金の融通を、最初からいわば納得ずくで行っている当事者間ではともかくとして、そうした「当て」にはならない債権を第三者に譲渡することなどは、行おうにも実際には行いえなかったのである。

中世のヨーロッパにおいては、たしかに手形は裏書譲渡されることはなく、手形を用いた第三者への債権譲渡もみられなかった。しかしそれは、それが徴利を禁ずる神の教えに反する悪徳であったからというわけでは必ずしもないだろう。またそもそも、前節でみたように徴利を禁ずる神の教えは、事実上は骨抜きの状態である。そうではなくて、その理由はまさに当時の遠隔地通商の仕組みそのもののなかに、その制度的な欠点のなかに見いだせるように思われる。

### Ⅲ 預金の創造

12世紀中葉以降の遠隔地通商のための資金を融通する仕組みのなかで、輸入業者から輸出業者に提供された資金の事実上の担保となったものは、その資金を用いて輸出業者によって仕入れられ、輸出業者のエージェントに向けて送り出されていった輸出商品であった。かりに輸出業者が途中で何らかの理由で債務不履行に陥れば、送り出されていた当該の輸出商品は輸入業者側によって差し押さえられ、たとえば輸入業者のエージェントを通じて輸入業者側の名前で処分されて、輸入業者の輸出業者に対する債権の回収が行われることになるだろう。しかし、こうした事態は、債務不履行に陥ってしまったはずの輸出業者にとっては、実は誠にありがたい側面を持っていた。

もともと、冒険商人としての輸出業者が行おうとしたことは、提供された資金を用いて輸出商品を仕入れ、それを仕向地に送り出すことによって、提供された資金と、輸出商品の仕入れ金額を含む費用との差を、利益として得ようということであった。輸出業者にとっては、仕入れた商品を仕向地に送り出した時点で自分が債務不履行に陥れば、その送り出した商品は輸入業者側によって適当に処分してもらえることになるだろう。そうなれば、本来は輸入業者側に返済しなければならなかったはずの資金も、その輸出商品の処分を通じて清算されていくことになるだろう。手許には、提供された資金と輸出業務にともなう費用との差が、当初の目論み通りに利益として残る。そして、そうであるならば、わざわざ海外に自分のエージェントを持つ必要もないだろう。

つまり、輸出業者は、その業務を行うに当たり、そのための資金を事前に準備しておく必要がない。輸出業者は、自分の商品を海外で“委託荷販売”してもらうように輸入業者と契約を結び、それを前提に即時的に与えられる資金を用いて、当該輸出商品の仕入れ・送り出しを、いわば国内業務として行っていくことで利益を得ることができ

るのである。こうしたことから、輸出業者による意図的な債務不履行さえしばしば行われ、輸出業務は、輸入業者とそのエージェントによる輸出商品の委託販売というかたちをとっても行われるようになっていったのであった。

輸出業者は、自分の仕入れた輸出商品を、委託荷販売業者（受託人）である輸入業者のエージェントに送り出し、その販売を委託する。輸入業者のエージェントは、送られてきた当該輸出商品を、輸入業者の名前で、つまり担保物件の処分というかたちをとって委託荷販売し、それによって得られた資金をもって、今度は本人側に送り出す輸入商品の仕入れを行ったのであった。こうした業務を行う輸入業者のエージェントは、しばしばファクター（factor）と呼ばれる。ファクターにとって本人となる輸入業者は、このファクターから送られてきた輸入商品を本国側で売却することとなる。

先に見たように、13世紀の末以降、エージェントが定住化していくことにより、本人とエージェント、手形の振出人と名宛人、あるいは資金供給者と受取人の間には、しばしば人的な信頼関係をともなうような強固な取引関係が築かれた<sup>52)</sup>。しかし、その一方では、輸出業者とそのエージェント、そして輸入業者とそのエージェントという4人の当事者を持った資金融通の仕組みのなかから、輸出業者のエージェントが退場していくようなかたちで遠隔地通商が営まれることも見られるようになっていったのである。

そして、こうしたかたちで委託荷販売が行われれば、これに先立って輸入業者から輸出業者へと提供されていく資金は、販売が委託される商品代金の「前払金（advances）」に転化することとなる。もはや資金融通でも貸借でもなく、したがって微利のともないええ単なる商品代金の「前払金」の支払いは、いまや委託荷販売業者としても機能

することとなった輸入業者にとっても、かりに審判の日に神の裁きに立ち会うこととなったとしても、いっそう安心なものであったにちがいない。しかし、その一方では、委託荷販売業者としての輸入業者は、委託荷販売に先立って、この「前払金」に充当するための資金を事前に準備しておかなければならなかった。先にも見たように、委託人である輸出業者は、その業務を行うに当たり、委託荷販売業者から即時的に提供される「前払金」に頼ることができる。このことは、資金的に脆弱な経営基盤しか持たないような業者にとっては、委託荷販売の特に重要な利点であったことであろう。しかし、その委託荷販売は、当の委託荷販売業者自身にとっては、旧来の冒険取引と同様に、事前に「前払金」というかたちでの資金を準備しておかなければならないという意味で、大きな制約を持つものであったのである。

12世紀の中葉以降、次第に輸出と輸入とが分離して行われるようになり、それを前提とした資金融通の仕組みが次第にできあがり、さらには委託荷販売も行われるようになっていった。しかし、そのあゆみは非常にゆっくりとしたものであり、委託荷販売とともに、旧来からの冒険取引も、輸出業者とそのエージェント、そして輸入業者とそのエージェントという4人の当事者を持った仕組みを通じた遠隔地通商も、依然として並行して行われ続けたのであった。それはおそらく、ひとつには、こうした委託荷販売の仕組みが、やはり期待通りの価格できちんと売れていくだろうという「当て」にならない見込みを基礎をおいていたことによるものであろう。そしてまた同時に、委託荷販売には、それを行う委託荷販売業者自身にとって、事前にそのための資金を準備しておかなければならないという意味での制約が存在していたからであったと思われる。

しかし、こうした委託荷販売制度（ファクター制度）の委託荷販売業者にとっての制約は、16世紀になると、これもまた非常にゆっくりとしたものであったが、ようやく乗り越えられていくこ

<sup>52)</sup> de Roover [2], pp. 87-88 & pp. 91-92 (邦訳, (4) 90-92 ページ, 95-97 ページ), 参照。

とになったのであった。それは、委託荷販売業者自身にとって事前に準備しておかなければならなかった資金が、先に見たように、まさに「前払金」に転化したことを利用するものであった。

12世紀中葉以降の遠隔地通商のための資金を融通する仕組みのなかで、輸入業者から輸出業者に提供された資金は、委託荷販売が行われるようになる、委託荷販売されていく商品代金の「前払金」に転化した。しかし、もちろんそうであっても、それが実際に提供されれば、旧来と同様にやはり委託荷販売業者（輸入業者）は委託人（輸出業者）に対して、その金額相当分の債権を持つこととなるだろう。したがって委託荷販売業者の帳簿には、「委託人は前払金相当額を返済すべし」という旨が、旧来通りに借方の記録として記載されることになるだろう。繰り返しとなるが、この「前払金」の供与を通じた委託荷販売業者と委託人との債権・債務関係は、最終的にはファクターを経由して当該委託荷（輸出商品）が仕向地にて販売されていくことによって清算されることとなる。

一方、委託人の側からみれば、委託荷販売業者から「前払金」の提供を受けることで、委託人は委託荷販売業者側にその分の債務を負うことになる。そして、その「前払金」を用いて輸出商品の仕入れを行い、それをファクターに送り出せば、そのかぎりにおいては、そのことによって今度は当該ファクターをエージェントとして用いている委託荷販売業者側に、当該商品代金分の債権を持つことになるだろう。つまり、旧来からの遠隔地通商のための資金を融通する仕組みのなかでは、輸出業務が遂行されていくと、輸入業者と輸出業者の間の債権・債務関係と、輸出業者とそのエージェントとの間の債権・債務関係という2つの債権・債務関係が現れることとなった。ところが、その仕組みのなかから輸出業者のエージェントが退場することによって、今度はそれら2つの債権・債務関係が、同じ委託荷販売業者に対する2つの、双方向の債権・債務関係として現れることになる

のである。

そして実際、委託荷販売される商品が売れる前に、その代金が委託荷販売業者から委託人に与えられることで、換言すれば、文字通りの「前払金」の提供というかたちをとった信用供与を通じて、委託人が委託荷販売業者に対して債務を負いながら債権を持つという関係が形成されることになるだろう。それにより、委託荷販売業者の帳簿には、「委託人は前払金相当額を返済すべし」という意味の借方の記録が記載されるのと同時的に、「委託人から（前払金相当額）預金を受け取った」という意味の貸方の記録も記載されることになるだろう。

委託人と委託荷販売業者との間で、「前払金」という名目の、たとえば正貨での文字通りの現金がやりとりされたわけでは必ずしもなかった。帳簿への単なる記録の記載である。「委託人に前払金を供与した」という事象と、「委託人から（前払金相当額）預金を受け取った」という事象は、実は同じ事象の両面である。しかし、その2つの面を持ったひとつの事象が、その発生にともなって、実際には2つの事象として同時的に帳簿に記載されるということである。

しかも、この「委託人から（前払金相当額）預金を受け取った」という意味の貸方の記録は、いったん帳簿に記載されるやいなや、その後、いわば一人歩きまではじめるのだった。たしかにこの記録は、もともとは委託人が委託荷販売業者に商品の販売を委託することを前提にしたものである。しかし、実際に商品の委託販売が順調に完了したことによって清算されるのは、先にも見たように「委託人は前払金相当額を返済すべし」という意味の借方の記録の方なのだった。貸方の記録として記載された委託人の預金は、当然のことながら、預金の記録のままに残ることになるであろう。逆に、冒険取引の域を出ない委託荷販売が不調に終わったときにも、委託人が返還を求められるのは、直接的にはあくまでも委託荷販売業者の帳簿における借方の記録としての「前払金」の方

なのだった。もちろん実際には、貸方の記録としての預金をめぐって、委託人と受託人との間で重大なコンフリクトともいべき事態が出来ることになるかもしれない。しかし、その際においても、受託人の要求は、つまるところ、あなたから預かった商品が上手く売れなかったので、その商品をあなたにお返しいたします、だから、あなたに支払ってあった当該商品代金の「前払金」も、わたしに返してくださいということにはほかならないであろう。

ともあれ、委託荷販売業者の帳簿に書き込みがなされることを通じて、預金がいわば創造されていったことにより、委託人は、これを前提に委託荷販売業者宛の手形を振り出すことができるようになったのであった。しかも、こうした引き受け信用にもとづいて振り出された手形は、「当て」にならない冒険取引によって清算されるべき「前払金」とは別のかたちをとって創造された預金を前提としたものであったので、振出人や名宛人以外の第三者の手のなかを容易に流通することができたのであった。

アントワープを中心とした低地地方においては、15世紀の中葉にはすでに“約束手形 (bills obligatory)”が、貨幣の代替として用いられ始めていたとされる<sup>53)</sup>。たとえば、イングランドの商人であったジョン・フェルデ (John Felde) は、1445年から47年にかけて、アントワープ在住のロウズ・ファインチャン (Lowes Fynchan) を代理人として羊毛の委託荷販売を行った。この商品を購入したある外国の商人は、約束手形を作成し、これを当該商品の購入代金としてファインチャン経由でフェルデ側に引き渡したのであった。この手形は、その後、ローレンス・パーク (Laurence Parke) という人物に譲渡され、そこからさらにジョン・ペティット (John Petite) という人物に譲渡されて、ペティットは、この手形を用いてジャコブ・フレミング (Jacob Flemminng)

から商品を購入したのであった。つまりここでは、約束手形を貨幣 (正貨) の代替として用いることで、債権が当事者間で連続的に譲渡され、ある債権・債務関係が別の債権・債務関係に次々に置き換わっていったことを見て取れる。

また、もともと、こうした遠隔地通商のなかで用いられる約束手形と対になり、一揃えとなるかたちで振り出されていた為替手形についても、やはり16世紀までには、商人たちの間で繰り返し譲渡されるようになっていったのであった。フローレンスでは、16世紀の初頭までに、本来は手形の名宛人から受取人に支払われるべき貨幣を、受取人が名宛人に書簡を用いて指図して第三者に支払わせる慣行ができたとされる。そしてまた低地地方においても、遅くとも1560年には為替手形が裏書きされて第三者に譲渡されるという事例が見られるようになったのであった<sup>54)</sup>。こうしたことから、為替手形を、単なる支払指図書ではなく、約束手形と一揃えとなった書類 (“他所払い約束手形”) としてとらえた場合には、低地地方などでは1530年代までに一般に為替手形にも約束手形と同様の譲渡原理が適用されて流通しはじめていたとされる<sup>55)</sup>。

また、同じころには、こうした手形が裏書され譲渡されていくことを前提に、手形を、手数料 (利子) を徴収しながら割引くことで、神の教えに基づいて永らく禁止されていた徴利貸し付けを行うことも次第に認められるようになっていった。

アントワープにおいては、1540年10月4日付の法令 (imperial ordinance) により、「利子と手数料」 ('gaing et frait') を徴収する貸し付けが、年利12パーセントを上限として合法化された。これによりアントワープは、1560年までに、その時々々の景気動向によって手形割引の相場 (市場利子率) が決定されるような手形交換所となつて

53) Postan [15], p. 49, 参照。

54) Holdsworth [9], Vol. 8, pp. 141-142, 参照。

55) Wee [20], Vol. 2, pp. 345-347, 参照。



いった<sup>56)</sup>。さらに1541年10月31日付の法令では、手形債権を第三者に譲渡した手形債権者についても支払いの義務を負うものとされ、手形の裏書譲渡にも法的な基礎が与えられた<sup>57)</sup>。こうして、“約束手形”が持参人払いのかたちで第三者に譲渡されたり、“為替手形”が受取人欄を空白にしたままで第三者に譲渡されたりして、17世紀の初頭までには手形の裏書譲渡制ができあがっていくこととなったのであった<sup>58)</sup>。デラ・フェリエ (Della Fallie) では、遅くとも1585年以降には手形の割引業務が日常的になされるようになっており、ダニエル・デ・ブルイン (Daniel de Bruyne) でも、1663-64年には、割引を通じた利潤の獲得を目指して6か月から12か月後払いの債務証書が買い入れられた<sup>59)</sup>。すなわち、金融業者・商人たちは、アントワープでの利子率に立脚しながら裏書譲渡される手形を割り引いて、その信用を拡大することができるようになったのである。

1609年にはアムステルダム銀行 (Amsterdamsche Wisselbank) が設立されて、グルテンを用いた手形の割引業務が展開されることとなった。低地地方においては、15世紀以来、預金・振替銀行が衰退しつつあったとも指摘される<sup>60)</sup>。しかし、この時期の特にアムステルダムを中心とした地域における譲渡性を持った手形の流通は、市当局によって設立された振替銀行であった同行の存在を前提としていたところに、ひとつの歴史的特徴がみられた。すなわち、こうした手形は、同行に預託されている地金の受領証や倉庫に保管中の商品の受領証、東インド会社債券、市債等々とも交換されるかたちで、商人たちの間を流通したのである<sup>61)</sup>。つまり、アムステルダム銀行の、

いわば外部で支払のなされる手形が、流通貨幣として存在したのであった<sup>62)</sup>、

先にも触れたように、委託荷販売の仕組みは、即時的に得られる「前払金」に依存しながら業務を遂行できるという点で、委託人にとっては有利な特徴を持っていた。この有利な特徴は、資金的に脆弱な経営基盤しか持っていないような中小の商人たちにとっては、特に重要なものであったにちがいない。しかし、このことは逆に言えば、13世紀末以来の伝統にしたがって、定住エージェントとの強固な絆を保ちながら遠隔地通商を営んできた商人たちにとっては、こうした委託荷販売の持つ有利な点は、それほど重視すべきものではなかったことであろう。あるいは、それどころか、輸出業者のエージェントを退場させ、「前払金」に基づいて振り出された手形が裏書きされて中小の商人たちの間で、いわば市中で流通していくような仕組みは、しばしば人的な信頼関係に基づくような既存の遠隔地通商の仕組みにとっては、有害とさえいえるかもしれない<sup>63)</sup>。実際、16世紀になって低地地方で債権の譲渡や手形の裏書きが導入されていく一方で、こうした伝統的な取引上の絆ともいえるべきものに依っていたナポリやヴェネツィアなどでは、紆余曲折はあるものの、手形の裏書譲渡は18世紀至るまで禁止され続けていたのであった<sup>64)</sup>。

しかし、繰り返しとなるが、手形という書類が貨幣（正貨）の代替として用いられるということは、個々の商人にとっては、本来、必要であるはずの貨幣準備を節約し、それによって、ひいては商品の流通時間も節約できるということを意味する。手にした手形で商品を購入することで、さらに商品の売買が連続して行われる。こうした諸点は、委託荷販売制度（ファクター制度）が、制度

56) Wee [20], Vol. 2, pp. 358-359, 参照.

57) Wee [20], Vol. 2, p. 344, 参照.

58) Wee [20], Vol. 2, pp. 348-349, 参照.

59) Wee [20], Vol. 2, pp. 350-351, 参照.

60) de Roover [3], pp. 9-75 & pp. 339-341, 参照.

61) Barbour [1], pp. 54-55, 参照.

62) Dillen [5], p. 84, 参照.

63) de Roover [2], p. 92 (邦訳, (4) 95-97 ページ), 参照.

64) de Roover [2], pp. 104-106 (邦訳, (5) 80-82 ページ), 参照.

として完成をしていくための、まさに前提となるものであったと考えられる。

16世紀にアントワープやベルヘン・オブ・ゾーム (Bergen op Zoom) に集まってくるハンザ商人やイングランドの商人は、商品を運んでくることはあっても、正価を持参してくることはほとんどなかった<sup>65)</sup>。こうした旅商であった冒険商人たちの活動にとっては、低地地方で行われていた引き受け信用の供与や、それに基づいて振り出された手形が割り引かれ、流通していくことのできるような市場は、欠くことのできないものであったろう。こうした商人たちは永続的な店舗を持ってはおらず、投宿した旅籠の主人の仲介で取引することも多かった。こうした場合には、短期の滞在を終え、帰国したり別の国に移動したりする際に、旅籠の主人や同業者に満期の到来していない手形をゆだね、取り立てを依頼してもらう必要があった。それゆえ、当該の手形は、しばしば「ながし、または持参人に支払われたし」という文言を持つこととなったのであった<sup>66)</sup>。13世紀末以降、定住エージェントを用いて遠隔地通商が行われようになったこととともない、次第に見られなくなった持参人払いの手形が、ここに再び用いられるようになり、その持参人払い文言によって手形が市場を流通できるようになっていったのである。

しかし、こうしたことはもちろん、16世紀の遠隔地通商の方法が、定住エージェントが用いられ始めた13世紀末以前に、いわば先祖返りしたということの意味していたわけではなかったであろう。「拡張の16世紀」に至ると、北イタリアやシャンパーニュの大市、レヴァントを結んでいた古くからの遠隔地通商網も、やがて低地地方・イングランドから、アメリカ大陸やアジアを結びつける通商網へと「拡張」していった。そして、

そうした新しい時代の商人たちが、古くからの委託荷販売の仕組みを利用した「前払金」という信用供与に依存し、それに基づいて振り出された持参人払いの手形を支払い手段とするという新しいかたちで遠隔地通商を担い始めたのである。たしかに委託荷販売は、委託荷が期待通りの価格できちんと売れていくだろうという見込みを前提とする。この意味では、委託荷販売は旧来からの冒険取引の欠点をそのまま受け継ぐものではあった。しかし、委託荷販売の仕組みが、この時代に低地地方においてあらためて完成していったことは、もう一面では、到来しつつあった新しい時代における世界市場の構造の変化と遠隔地通商の方法の変化とを反映したものであったと考えられる。

### むすび

中世以来のキリスト教の神学的伝統にもとづいた考え方によれば、徴利とは、貸し手が自分の持つものを借り手に貸し出すことを前提とするものであった。言い方を換えれば、そもそも貸し手が貸すべきものを持たなければ貸借などはなされようがなく、したがって徴利もまたなされようがなかった。それゆえ、そうした発想を、いわばアプリオリに持つものにとっては、帳簿への書き込みをもって預金が創造されるなどということは、まさに不可思議なことであったにちがいない。「前払金」の供与にあたっては、その供与すべき「前払金」が、あらかじめ手許に、たとえば正貨のかたちをとった現金で存在している必要は必ずしもなかった。それは、文字通りの意味での信用の供与——もっとも、それは結局、商品が首尾よく売れるであろうという単なる見込みを基礎としたものであり、したがって「当て」にならないものでしかなかったが——であって、さしあたりはそれが供与された旨の記録が帳簿に記載されれば十分であったのである。

「宗教改革」を主導したルター (Martin Luther, 1483-1546年) もカルヴァン (Jean Calvin, 1509-

<sup>65)</sup> de Roover [2], pp. 98-99 (邦訳, (4) 105 ページ), 参照。

<sup>66)</sup> de Roover [2], p. 114 (邦訳, (5) 94-95 ページ), 参照。

1564年）も、ローマ・カトリック教会への対抗上、一定の制約のもとでの徴利を認めていたとされる<sup>67)</sup>。今日のオランダを中心とした地域には、そのカルヴァン派の流れを汲む人々が多く居住しており、16世紀以降、低地地方において世俗の権力によって利子が次第に公認されていったことには、そうしたことも大いに関係していたにちがいない。しかし、そのことを指摘する前に、まずは、カトリックであれ、プロテスタントであれ、キリスト教の伝統に立つ16世紀の低地地方の人々は、思いもよらなかったことが自分たちの目の前で自分たちによって引き起こされつつあり、これをどのように考えるべきなのか、結局、正確には解らなかつたというべきであろう。しかし、こうしたいわば現実の変化に、旧来からの思考は十分にはついて行けなかつたけれども、とにもかくにも利子の公認をもって対応していかざるをえなかつたのである。

そして、後世、それを観察した人々の多くにも、それがやはり不可思議であったことによる類似した思い違いのようなものもたらされたようにも思われる。

……この銀行制度〔近代的銀行制度〕は、一方ではすべての死蔵されている貨幣準備を集めてそれを貨幣市場に投ずることによって高利資本からその独占を奪い取り、他方では信用貨幣の創造によって貴金属そのものの独占を制限するのである。

マルクス『資本論』第3巻第5編第36章  
「資本主義以前」（617）ページ<sup>68)</sup>

貸し出しをするというのなら、当然のことながら、その貸し出されるものを事前に準備しておかなければならない。だから、銀行制度を通じて資金が市場に供給されていくためには、その前提として、死蔵されている貨幣が、その供給されるべき資金として市場から銀行へと集められていなか

ればならない。そうやって、死蔵されていた貨幣が銀行制度を通じて市場に投げられたので、今度は市場への資金供給量が増加して低利構造が確立し、その結果、昔ながらの高利貸しが経済的に窮地に陥った。もともと貨幣には貴金属が用いられていたのだが、こうした“近代的”銀行制度を通じて信用貨幣が創造されるようになったので、貨幣は必ずしも貴金属である必要はなくなった。

マルクスは、もちろん正しい理解を示してくれたことであろう。しかし、そういうマルクスの説明を聞いた人々のなかには、“近代的”銀行制度を通じた信用創造の仕組みをよく理解していても、またキリスト教的な伝統に必ずしも立脚していたわけではなくとも、その一方では、上で述べたようなナイーブともいえるような見方にとられすぎてしまうことがあったのではなかつたか。

しかし、こうした我々をしばしば見誤らせてきた預金の創造は、委託荷販売制度の歴史的展開にとっては決定的に重要なことであつた。すでにみたように、委託荷販売制度（ファクター制度）の原型ともいふべき仕組みは、早くも12世紀中葉の遠隔地通商のなかに見出すことができる。それまで文字通りの冒険取引を行っていた輸出商人（委託人）たちは、この委託荷販売制度を利用すれば、受託人からの前払金の供与を通じて、当面の利益を即時的に、自分の居住する本国側の貨幣で入手することができたのであつた。繰り返し指摘したように、委託荷販売制度は、この点で、特に資金的な意味での経営基盤がそれほど強固とはいえない輸出商人たちにとっては、非常に有利なものであつたといえよう。

ところが、この一方では、委託荷販売業務を行おうとする輸入商人（受託人）やファクターたちにとっては、委託荷販売制度には乗り越えなければならぬ大きな制約が存在した。この仕組みのなかでは、受託人は、その輸入業務を通じて売上や利益を実現する前に、委託人への文字通りの前払金を何らかの方法で準備しておかなければならなかつたのである。12世紀中葉に委託荷販売が

67) 小野秀誠 [14], 311-310 ページ, 参照。

68) 引用は、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第25巻第2分冊, 大月書店, 1967年による。

行われはじめても、旧来の冒険取引が直ちに新しい委託荷販売に直ちに置き換わったというわけではなかった。それらは、実際には、その後も何世紀にもわたって並んで行われ続けていったのである。それはすなわち、こうした委託荷販売制度の、ほかならぬ委託荷販売業務を行おうとするものにとっての制約が、なかなかうまく乗り越えられていかなかったことをひとつの大きな理由とするものであったと思われる。そして、それがいまや、預金の創造を通じて、わざわざ前払金を現金などのかたちで準備しておかなくとも、帳簿上での引き受け信用の供与を通じて解決されることとなったのであった。

これによって、委託荷販売制度(ファクター制度)は、「産業革命」期になると、商品流通と資金供給の両面から世界通商を支える仕組みとして確立することができたのであった。グラスゴーのギンガム商人であったウィリアム・クレイグ(William Craig)は、1834年7月2日にイギリス議会のある特別委員会で次のように証言している<sup>69)</sup>。

1317. 委託荷販売制度が、手織り物業者に害を与えていると思われる点について、説明していただけますか。——グラスゴーでの外国取引は、1816年以降、というよりはとくに1826年以降、次のような変化が生じております。それ以前には、製造業者が商人に自分の商品を売るといやりかたでした。商人は指図するかたちで商品を買付け、外国にある自社の店に送っておりました。しかし、1826年以降は、製造業者が自分のところの商品を海外のエージェントに委託するというようなかたちにはっきりとなっています……〔以下略〕。

また、ボルトン(Bolton)で49年間にわたって手織り物業者として活動してきたリチャード・ニーダム(Richard Needaham)も、同年7月18日に同じ特別委員会で、リヴァプールでは委託荷販売が「1814年の〔第2次米英戦争の〕平和条約

調印後、すぐに」一般的なものとなった旨の証言を行っている<sup>70)</sup>。こうした証言から、19世紀の初めまでにイギリスを中核とした世界通商の分野においては、その通商方法として(イギリスの伝統的な「手織り物業者に害を与える」ほどに)委託荷販売が広く採用され始めていたことがうかがわれる。

「産業革命」は、原料の調達という点でも製品の販路という点でも、世界市場に大きく依拠しながら展開していった綿工業を主導産業としながら展開するものであった。そして、この時期の輸出商人たちもまた、12世紀の輸出商人と同様に、「前払金」の供与という委託荷販売制度の持つ有利な点を利用しながら、裏書譲渡される手形を用いて通商の決済を行うことができたのである。そして、それが可能になったのは、16世紀以降の低地地方において、徴利を禁ずる神の教えにキリスト教的な理解を持つ人々にとっては、まったくの不可思議なことが起こったことを歴史的な前提としていたのである。

#### 参考文献

- [1] Barbour, Violet, *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*. — [Ann Arbor]: University of Michigan Press, [1963]. — (*Ann Arbor paperbacks*; AA74). — Note: Reprint of the 1950 ed. published by John Hopkins Press.
- [2] de Roover, Raymond, *L'Evolution de la Lettre de Change, XIV[e] -XVIII[e] Siècles, Avant-propos de Fernand Braudel*. — Paris: Colin, 1953. — (邦訳) R・ドゥローヴェル著、楊枝嗣朗訳「為替手形発達史——14～18世紀(1)～(7)」『佐賀大学経済論集』第19巻第1号(1986年4月), 105-156ページ; 同42巻第2号(2009年7月), 29-63ページ; 同第42巻第4号(2009年11月), 117-143ページ; 同42巻第6号(2010年3月), 83-108ページ; 同第43巻第1号(2010年5月), 1-73ページ; 同第43巻第6号(2011

<sup>69)</sup> Gt. Brit. Parliament [7], p. 100.

<sup>70)</sup> Gt. Brit. Parliament [7], p. 420, #5364-#5365 & p. 424, #5416-#5417.



- 年3月), 143-176 ページ; 同第44巻第1号(2011年5月), 63-92 ページ。
- [3] \_\_\_\_\_, *Money, Banking and Credit in Mediaeval Bruges: Italian Merchant Bankers, Lombards and Money-changers: A Study in the Origins of Banking.* — Cambridge [Mass.] : Mediaeval Academy of America, 1948. — (*Publication (Mediaeval Academy of America)*); no. 51).
- [4] \_\_\_\_\_, “New Interpretations of the History of Banking,” in Julius Kirshner, ed., *Selected Studies of Raymond de Roover: Business, Banking, and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe.* — Phoenix ed., Chicago : University of Chicago Press, 1976, pp. 200-238.
- [5] Dillen, J. G. Van (collected by), *History of the Principal Public Banks: Accompanied by Extensive Bibliographies of the History of Banking and Credit in Eleven European Countries.* — [London] : F. Cass, 1964. — ([*Reprints of Economic Classics*]). — Note: Reprint of 1934 edition. Imprint covered by label: A. M. Kelley, New York, 1965. Contributions are in English, French, German, or Italian.
- [6] Gilchrist, J., *The Church and Economic Activity in the Middle Ages.* — London : Macmillan, c1969.
- [7] Gt. Brit. Parliament, House of Commons, *Report from Select Committee on Hand-Loom Weavers’ Petitions; with the Minutes of Evidence, and Index. Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 4 August 1834. British Parliamentary Papers, 1834 [556], Vol. X — Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Shannon : Irish University Press, c1968 [IUP Library of Fundamental Source Books], Industrial Revolution Textiles 6 にも収録.*
- [8] 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店, 1980年.
- [9] Holdsworth, William, *A History of English Law*, Vol. 8. — London and Methuen : Sweet & Maxwell, [1973]. — Note: Repr. of 1925 ed.
- [10] 上村能弘「ファクター制度の起源」『経済集志』(日本大学経済学部), 第83巻第1号(2013年4月), 27-48 ページ.
- [11] Littleton, Ananias Charles, *Accounting Evolution to 1900* — New York : Russell & Russell, c1966. — First published in 1933. — (邦訳) 片野一郎訳・清水宗一助訳『リトルトン会計発達史〔増補版〕』同文館, 1978年.
- [12] 中島健二「中世西欧の高利禁止法に関する一考察——そのねらいは何だったのか」『金沢大学経済論集』第32巻(1995年3月25日), 77-108 ページ.
- [13] Nelson, Benjamin N., *The Idea of Usury, from Tribal Brotherhood to Universal Otherhood.* — Princeton : Princeton University Press, 1949. — (*The History of Ideas Series*).
- [14] 小野秀誠「利息制限法理の史的展開」『行政社会論集』(福島大学) 第1巻第1・2号(1988年), 334-292 ページ. — 注記: 横書きの冊子として編集されている『行政社会論集』に縦書きで掲載されていることから, 与えられたページ番号が降順になっている.
- [15] Postan, M. M., *Medieval Trade and Finance.* — Cambridge [England] : Cambridge University Press, 1973.
- [16] 打村鑑三『中世教会法的微利論考』久我書房, 1927年.
- [17] Usher, Abbott Payson, *The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe.* — New York : Russell & Russell, 1967, c1943. — (*Harvard Economic Studies*; v. 75).
- [18] 渡邊泉『会計学の誕生——複式簿記が変えた世界』岩波書店, 2018年. — (岩波文庫 1687).
- [19] \_\_\_\_\_『帳簿が語る歴史の真実——通説という名の誤り』同文館, 2016年.
- [20] Wee, Herman van der, *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy: Fourteenth-sixteenth Centuries.* — The Hague : Nijhoff, 1963. — 3 vols.
- [21] 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会, 1982年.

